

2019(令和元)年6月19日

法務大臣 山下 貴司 殿

内容 財産分与・年金分割

離婚による財産分与、年金分割制度改正に向けての提言

日本女性法律家協会
会長 野崎 薫子



離婚に伴う財産分与及び年金分割についての現行制度における以下の問題点は、緊急の是正課題であるので、速やかな法改正に向けて提言する。

提言の趣旨

- 1 財産分与請求期間及び年金分割請求届出期間の2年を5年と改正する。
- 2 財産分与としての土地及び建物等の資産分与に、譲渡所得税を課さない。
- 3 離婚後の元夫及び妻それぞれの財産分与及び年金分割に関する権利の確立と保全措置の整備のため、救済措置の創設や予防策の徹底などを進める。

提言の理由

第1 財産分与及び年金分割に関する現状

- 1 離婚の際、夫婦の一方(主として妻、以下「妻」)の相手方(主として夫、以下「夫」)に対する財産分与請求権及び厚生年金・共済年金の分割請求権(標準報酬の改定等請求権)は離婚後の重要な生活保障であるが、現行制度では共に2年という短期の期間経過により失効する。しかも、妻が各制度の存在や請求の手続方法を知らないため、請求期間を徒過し、その結果財産分与も年金分割による年金も受給できず、生活は妻固有の基礎年金だけで支えているという高齢単身女性の存在が問題となっている。また、2017年度の年金分割の利用率は、離婚件数の約12%にすぎないとの調査もある。
- 2 財産分与として不動産等の資産譲渡がされた場合は、分与者(主として夫)に譲渡所得税が課税されるため、不動産等の分与が行われ難く、財産分与の円滑な運用の

障害になっている。

第2 現行制度の内容と問題の所在

- 1 離婚給付としての財産分与(民法 768 条・771 条)は、離婚の時から 2 年(除斥期間)以内に当事者間に協議が調わないとき又は家庭裁判所に協議に代わる処分の請求をしないと、財産分与請求権は失効する。
- 2 離婚による年金分割(厚生年金保険法 78 条の 2・14、同法施行規則 78 条の 3・17)は、離婚の時から 2 年(除斥期間)以内に、日本年金機構(所轄の年金事務所)に、年金分割請求の届出をしないと、原則として年金分割請求権は失効する。その例外は、裁判等で年金分割の按分割合が定められた日の翌日から 1 か月を経過した日迄に請求した場合等に限られる。
- 3 離婚により、財産分与が土地や建物等で行われたときは、所得税基本通達 33-1 の 4 によれば、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡として、土地建物等の時価が譲渡所得の課税対象額となり、分与した者に譲渡所得税が課税される。
- 4 民法の一部を改正する法律(2017(平成 29)年法律第 44 号、2020(令和 2)年 4 月 1 日施行)(以下「改正民法」)によって、現行の 1 年ないし 3 年の短期消滅時効にかかる債権の規定は削除され、改正民法は、債権の消滅時効について、債権者が権利を行使できることを知った時から 5 年・権利を行使できる時から 10 年(166 条 1 項)、債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から 20 年(166 条 2 項)、不法行為による損害賠償請求権は、被害者等が損害及び加害者を知った時から 3 年、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権は、被害者等が損害及び加害者を知った時から 5 年、そのほかは不法行為の時から 20 年と定めている(724 条・724 条の 2)。

他方、財産分与、年金分割請求権については、上記消滅時効の改正から取り残され、2 年という短期の除斥期間の規定がそのまま存置されている。

第3 法改正の必要性

- 1 財産分与の具体的な内容としては、夫婦財産の清算、離婚後の扶養、慰謝料の 3 つの要素が含まれていると考えられ、離婚時に当事者双方が充分協議しなければならない重要な問題である。

しかし、財産分与等の取り決め率について見ると、1997(平成9)年の厚労省「離婚に関する統計について(人口動態特殊報告)」によれば、離婚件数22万2635件のうち、「親権者(女)の取り決め別にみた一時金(財産分与・慰謝料等)・定期金(養育費等)の取得状況」では、一時金・定期金等の取り決めのある者が42.8%、取り決めのない者が54.9%で、半数を超えていた。

その後、現状では財産分与の取り決め率の増加は見込まれない上、かえって離婚の際、財産分与制度の存在や請求の手続方法を知らず、或いは難しいため、定められた期間を徒過して、受けられた財産分与請求権を喪失し、延いては生活困窮に陥る者が相当程度存在することは、実務家の認識するところである。

- 2 2017(平成29)年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によれば、離婚等に伴う保険料納付記録分割の総件数は2万6063件で、離婚件数21万4069件のうち、年金分割受給者率は約12.17%である(離婚分割2万0479件・9.57%、3号分割のみ5584件・2.60%)。

財産分与と同様に、離婚の際、年金分割制度の存在や請求の手続方法を知らず、或いは難しいため、定められた期間を徒過してしまい、年金分割による年金を受給できない妻が相当程度存在すると推測される。特に年金分割による年金は、元夫死亡後も妻はこれを固有の年金として生涯受給し続けられるのに対し、年金分割を受けない者は生涯にわたる不利益を被ることになり、到底看過できない。

この状態が続くことにより、今後、固定収入は基礎年金だけで、それさえもない場合もあるという貧困高齢女性の増加が懸念される(稻垣誠一「高齢女性の貧困化に関するシミュレーション分析」『年金と経済』35巻3号3頁、2016)。

日本の夫婦の実態から、(主として)夫の負担した年金保険料は、夫のみの負担ではなく、夫婦が共同して負担したものであるとの基本的認識(厚生年金保険法78条の13)の下に、2007(平成19)年、次いで2008(平成20)年と2度にわたる法制度化によって確立された妻の年金分割請求権が、2年間という短期の期間経過による失効によって消滅することを放置し得ない。

- 3 改正民法における債権等の消滅時効期間との対比においても、財産分与、年金分割という継続的な共同生活の清算を含む重要な請求権が、2年で失効する顕著な不均衡が残されている。

4 財産分与は、夫婦の共同生活中に双方の協力によって形成された財産を分配する意義を有する。したがって、夫が同不動産を妻に財産分与する場合、その財産分与の義務は本来共有であった財産の清算であって、経済的利益を対価とする譲渡と同視すべきではなく、財産分与が金銭でされた場合と同様に、相当額の範囲であれば課税対象とならないものとすべきである。

このように、財産分与を受ける者が潜在的共有持分の清算として不動産等の分与を受ける場合に、分与者に譲渡所得税を課税する現行制度に合理的理由は見出せず、土地・建物等の分与の阻害理由となっている(財産分与の課税問題に、立法的な解決を図ることが望ましいことについて、渋谷雅弘「離婚時における財産分与と課税」『新家族法実務体系①親族[I]』(新日本法規、2008)526 頁)。

第4 法改正及び制度整備に関する提言

- 1 財産分与請求権(民法768条・771条)及び年金分割請求権(厚生年金保険法78条の2・14、厚生年金保険法施行規則78条の3・17)が離婚時より原則として2年(除斥期間)で失効する現行法規については、少なくとも改正民法による一般債権の消滅時効期間と同等に、最短でも離婚時より5年と改正すべきである。
- 2 不動産等資産による財産分与について、所得税基本通達33-1の4を改正し、譲渡所得税を課さないものとすべきである。
- 3 財産分与及び年金分割に関する権利の確立と保全のために、財産分与や年金分割の実態を踏まえて、以下の関連法規や制度の整備を進めるよう求める。

(1) 期限徒過の救済措置

ア 財産分与及び年金分割等の事由の発生後、その請求ないし請求届出を行わなかったときは、請求(届出)期間経過後10年に限り、訴え等(調停、審判、判決等を含む。)によって相当の理由が認められる場合には、財産分与及び年金分割を認めることとする。

イ 請求(届出)期間経過後であっても、財産分与、年金分割についての当事者の合意があった場合は、合意に基づく請求・届出時から(遡及することなく)財産分与請求権及び年金分割請求権が発生する特例措置を設ける。

ウ 上記ア・イにおいて、裁判所は、調査嘱託等(家事事件手続法62条、258条、

民事訴訟法 186 条、民事訴訟規則 31 条 2 項)の手続の利用を促進すること。

(2) 期限徒過の予防策

- ア 離婚及び年金分割に関わる法務省、厚労省、日本年金機構・年金事務所、財務省、総務省・自治体、裁判所、弁護士会及び公証役場の官公署等は連携して、両制度の趣旨及び手続方法(特に年金分割は、分割割合を決めるだけでは分割年金を現実に取得できず、年金事務所へ分割請求届出が必要なこと。)の周知、徹底をすること。
- イ 現行の離婚届用紙に、財産分与及び年金分割に関する当事者の取得割合、分割請求(届出又は予定日)等の項目記載欄を加えた上、離婚届出時に合意した書類の添付を求めること。
- ウ 家庭裁判所は、離婚に関する調停、審判及び判決に際し、財産分与の請求期間及び年金分割の請求届出期間を説明し、また、年金事務所宛の年金分割請求(届出)用の必要書類(謄本・抄本・確定証明書。但し、個人情報保護のため年金分割請求事項の記載のみの抄本が望ましい。)を交付した上、請求(届出)期間等の周知徹底に努めること。
- エ 公証人は、離婚の公正証書作成に際し、財産分与の請求期間及び年金分割の請求届出期間を説明し、また、年金事務所提出用の年金分割合意書(抄本等)を作成して交付した上、請求(届出)期間等の周知徹底に努めること。

なお、さらに具体的実践的な手続については検討が必要である。

日本女性法律家協会

所在地 〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-18-12

ステュディオ虎ノ門811号

電話 03-3578-1981

FAX 03-3437-6188

2019(令和元)年 6 月 19 日

財務大臣政務官 伊佐 進一 殿

内容 謙渡所得税

離婚による財産分与、年金分割制度改正に向けての提言

日本女性法律家協会
会長 野崎 薫子



離婚に伴う財産分与及び年金分割についての現行制度における以下の問題点は、緊急の是正課題であるので、速やかな法改正に向けて提言する。

提言の趣旨

- 1 財産分与請求期間及び年金分割請求届出期間の 2 年を 5 年と改正する。
- 2 財産分与としての土地及び建物等の資産分与に、謙渡所得税を課さない。
- 3 離婚後の元夫及び妻それぞれの財産分与及び年金分割に関する権利の確立と保全措置の整備のため、救済措置の創設や予防策の徹底などを進める。

提言の理由

第1 財産分与及び年金分割に関する現状

- 1 離婚の際、夫婦の一方(主として妻、以下「妻」)の相手方(主として夫、以下「夫」)に対する財産分与請求権及び厚生年金・共済年金の分割請求権(標準報酬の改定等請求権)は離婚後の重要な生活保障であるが、現行制度では共に 2 年という短期の期間経過により失効する。しかも、妻が各制度の存在や請求の手続方法を知らないため、請求期間を徒過し、その結果財産分与も年金分割による年金も受給できず、生活は妻固有の基礎年金だけで支えているという高齢単身女性の存在が問題となっている。また、2017 年度の年金分割の利用率は、離婚件数の約 12% にすぎないとの調査もある。
- 2 財産分与として不動産等の資産謙渡がされた場合は、分与者(主として夫)に謙渡所得税が課税されるため、不動産等の分与が行われ難く、財産分与の円滑な運用の

障害になっている。

第2 現行制度の内容と問題の所在

- 1 離婚給付としての財産分与(民法 768 条・771 条)は、離婚の時から 2 年(除斥期間)以内に当事者間に協議が調わないとき又は家庭裁判所に協議に代わる処分の請求をしないと、財産分与請求権は失効する。
- 2 離婚による年金分割(厚生年金保険法 78 条の 2・14、同法施行規則 78 条の 3・17)は、離婚の時から 2 年(除斥期間)以内に、日本年金機構(所轄の年金事務所)に、年金分割請求の届出をしないと、原則として年金分割請求権は失効する。その例外は、裁判等で年金分割の按分割合が定められた日の翌日から 1 か月を経過した日迄に請求した場合等に限られる。
- 3 離婚により、財産分与が土地や建物等で行われたときは、所得税基本通達 33-1 の 4 によれば、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡として、土地建物等の時価が譲渡所得の課税対象額となり、分与した者に譲渡所得税が課税される。
- 4 民法の一部を改正する法律(2017(平成 29)年法律第 44 号、2020(令和 2)年 4 月 1 日施行)(以下「改正民法」)によって、現行の 1 年ないし 3 年の短期消滅時効にかかる債権の規定は削除され、改正民法は、債権の消滅時効について、債権者が権利を行使できることを知った時から 5 年・権利を行使できる時から 10 年(166 条 1 項)、債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から 20 年(166 条 2 項)、不法行為による損害賠償請求権は、被害者等が損害及び加害者を知った時から 3 年、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権は、被害者等が損害及び加害者を知った時から 5 年、そのほかは不法行為の時から 20 年と定めている(724 条・724 条の 2)。

他方、財産分与、年金分割請求権については、上記消滅時効の改正から取り残され、2 年という短期の除斥期間の規定がそのまま存置されている。

第3 法改正の必要性

- 1 財産分与の具体的な内容としては、夫婦財産の清算、離婚後の扶養、慰謝料の 3 つの要素が含まれていると考えられ、離婚時に当事者双方が充分協議しなければならない重要な問題である。

しかし、財産分与等の取り決め率について見ると、1997（平成9）年の厚労省「離婚に関する統計について（人口動態特殊報告）」によれば、離婚件数22万2635件のうち、「親権者（女）の取り決め別にみた一時金（財産分与・慰謝料等）・定期金（養育費等）の取得状況」では、一時金・定期金等の取り決めのある者が42.8%、取り決めのない者が54.9%で、半数を超えていた。

その後、現状では財産分与の取り決め率の増加は見込まれない上、かえって離婚の際、財産分与制度の存在や請求の手続方法を知らず、或いは難しいため、定められた期間を徒過して、受けられた財産分与請求権を喪失し、延いては生活困窮に陥る者が相当程度存在することは、実務家の認識するところである。

- 2 2017（平成29）年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によれば、離婚等に伴う保険料納付記録分割の総件数は2万6063件で、離婚件数21万4069件のうち、年金分割受給者率は約12.17%である（離婚分割2万0479件・9.57%、3号分割のみ5584件・2.60%）。

財産分与と同様に、離婚の際、年金分割制度の存在や請求の手続方法を知らず、或いは難しいため、定められた期間を徒過してしまい、年金分割による年金を受給できない妻が相当程度存在すると推測される。特に年金分割による年金は、元夫死亡後も妻はこれを固有の年金として生涯受給し続けられるのに対し、年金分割を受けない者は生涯にわたる不利益を被ることになり、到底看過できない。

この状態が続くことにより、今後、固定収入は基礎年金だけで、それさえもない場合もあるという貧困高齢女性の増加が懸念される（稻垣誠一「高齢女性の貧困化に関するシミュレーション分析」『年金と経済』35巻3号3頁、2016）。

日本の夫婦の実態から、（主として）夫の負担した年金保険料は、夫のみの負担ではなく、夫婦が共同して負担したものであるとの基本的認識（厚生年金保険法78条の13）の下に、2007（平成19）年、次いで2008（平成20）年と2度にわたる法制度化によって確立された妻の年金分割請求権が、2年間という短期の期間経過による失効によって消滅することを放置し得ない。

- 3 改正民法における債権等の消滅時効期間との対比においても、財産分与、年金分割という継続的な共同生活の清算を含む重要な請求権が、2年で失効する顕著な不均衡が残されている。

4 財産分与は、夫婦の共同生活中に双方の協力によって形成された財産を分配する意義を有する。したがって、夫が同不動産を妻に財産分与する場合、その財産分与の義務は本来共有であった財産の清算であって、経済的利益を対価とする譲渡と同視すべきではなく、財産分与が金銭でされた場合と同様に、相当額の範囲であれば課税対象とならないものとすべきである。

このように、財産分与を受ける者が潜在的共有持分の清算として不動産等の分与を受ける場合に、分与者に譲渡所得税を課税する現行制度に合理的理由は見出せず、土地・建物等の分与の阻害理由となっている(財産分与の課税問題に、立法的な解決を図ることが望ましいことについて、渋谷雅弘「離婚時における財産分与と課税」『新家族法実務体系①親族[I]』(新日本法規、2008)526 頁)。

第4 法改正及び制度整備に関する提言

- 1 財産分与請求権(民法768条・771条)及び年金分割請求権(厚生年金保険法78条の2・14、厚生年金保険法施行規則78条の3・17)が離婚時より原則として2年(除斥期間)で失効する現行法規については、少なくとも改正民法による一般債権の消滅時効期間と同等に、最短でも離婚時より5年と改正すべきである。
- 2 不動産等資産による財産分与について、所得税基本通達33-1の4を改正し、譲渡所得税を課さないものとすべきである。
- 3 財産分与及び年金分割に関する権利の確立と保全のために、財産分与や年金分割の実態を踏まえて、以下の関連法規や制度の整備を進めるよう求める。

(1) 期限徒過の救済措置

ア 財産分与及び年金分割等の事由の発生後、その請求ないし請求届出を行わなかったときは、請求(届出)期間経過後10年に限り、訴え等(調停、審判、判決等を含む。)によって相当の理由が認められる場合には、財産分与及び年金分割を認めることとする。

イ 請求(届出)期間経過後であっても、財産分与、年金分割についての当事者の合意があった場合は、合意に基づく請求・届出時から(遡及することなく)財産分与請求権及び年金分割請求権が発生する特例措置を設ける。

ウ 上記ア・イにおいて、裁判所は、調査嘱託等(家事事件手続法62条、258条、

民事訴訟法 186 条、民事訴訟規則 31 条 2 項)の手続の利用を促進すること。

(2) 期限徒過の予防策

- ア 離婚及び年金分割に関わる法務省、厚労省、日本年金機構・年金事務所、財務省、総務省・自治体、裁判所、弁護士会及び公証役場の官公署等は連携して、両制度の趣旨及び手続方法(特に年金分割は、分割割合を決めるだけでは分割年金を現実に取得できず、年金事務所へ分割請求届出が必要なこと。)の周知、徹底をすること。
- イ 現行の離婚届用紙に、財産分与及び年金分割に関する当事者の取得割合、分割請求(届出又は予定日)等の項目記載欄を加えた上、離婚届出時に合意した書類の添付を求めること。
- ウ 家庭裁判所は、離婚に関する調停、審判及び判決に際し、財産分与の請求期間及び年金分割の請求届出期間を説明し、また、年金事務所宛の年金分割請求(届出)用の必要書類(謄本・抄本・確定証明書。但し、個人情報保護のため年金分割請求事項の記載のみの抄本が望ましい。)を交付した上、請求(届出)期間等の周知徹底に努めること。
- エ 公証人は、離婚の公正証書作成に際し、財産分与の請求期間及び年金分割の請求届出期間を説明し、また、年金事務所提出用の年金分割合意書(抄本等)を作成して交付した上、請求(届出)期間等の周知徹底に努めること。

なお、さらに具体的実践的な手続については検討が必要である。

日本女性法律家協会

所在地 〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-18-12

ステュディオ虎ノ門811号

電話 03-3578-1981

FAX 03-3437-6188

2019(令和元)年 6 月 19 日

厚生労働副大臣 大口善徳 殿

内容 財産分与・年金分割

離婚による財産分与、年金分割制度改正に向けての提言

日本女性法律家協会
会長 野崎 薫子



離婚に伴う財産分与及び年金分割についての現行制度における以下の問題点は、緊急の是正課題であるので、速やかな法改正に向けて提言する。

提言の趣旨

- 1 財産分与請求期間及び年金分割請求届出期間の 2 年を 5 年と改正する。
- 2 財産分与としての土地及び建物等の資産分与に、譲渡所得税を課さない。
- 3 離婚後の元夫及び妻それぞれの財産分与及び年金分割に関する権利の確立と保全措置の整備のため、救済措置の創設や予防策の徹底などを進める。

提言の理由

第1 財産分与及び年金分割に関する現状

- 1 離婚の際、夫婦の一方(主として妻、以下「妻」)の相手方(主として夫、以下「夫」)に対する財産分与請求権及び厚生年金・共済年金の分割請求権(標準報酬の改定等請求権)は離婚後の重要な生活保障であるが、現行制度では共に 2 年という短期の期間経過により失効する。しかも、妻が各制度の存在や請求の手続方法を知らないため、請求期間を徒過し、その結果財産分与も年金分割による年金も受給できず、生活は妻固有の基礎年金だけで支えているという高齢単身女性の存在が問題となっている。また、2017 年度の年金分割の利用率は、離婚件数の約 12% にすぎないとの調査もある。
- 2 財産分与として不動産等の資産譲渡がされた場合は、分与者(主として夫)に譲渡所得税が課税されるため、不動産等の分与が行われ難く、財産分与の円滑な運用の

障害になっている。

第2 現行制度の内容と問題の所在

- 1 離婚給付としての財産分与(民法 768 条・771 条)は、離婚の時から 2 年(除斥期間)以内に当事者間に協議が調わないとき又は家庭裁判所に協議に代わる処分の請求をしないと、財産分与請求権は失効する。
- 2 離婚による年金分割(厚生年金保険法 78 条の 2・14、同法施行規則 78 条の 3・17)は、離婚の時から 2 年(除斥期間)以内に、日本年金機構(所轄の年金事務所)に、年金分割請求の届出をしないと、原則として年金分割請求権は失効する。その例外は、裁判等で年金分割の按分割合が定められた日の翌日から 1 か月を経過した日迄に請求した場合等に限られる。
- 3 離婚により、財産分与が土地や建物等で行われたときは、所得税基本通達 33-1 の 4 によれば、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡として、土地建物等の時価が譲渡所得の課税対象額となり、分与した者に譲渡所得税が課税される。
- 4 民法の一部を改正する法律(2017(平成 29)年法律第 44 号、2020(令和 2)年 4 月 1 日施行)(以下「改正民法」)によって、現行の 1 年ないし 3 年の短期消滅時効にかかる債権の規定は削除され、改正民法は、債権の消滅時効について、債権者が権利を行使できることを知った時から 5 年・権利を行使できる時から 10 年(166 条 1 項)、債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から 20 年(166 条 2 項)、不法行為による損害賠償請求権は、被害者等が損害及び加害者を知った時から 3 年、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権は、被害者等が損害及び加害者を知った時から 5 年、そのほかは不法行為の時から 20 年と定めている(724 条・724 条の 2)。

他方、財産分与、年金分割請求権については、上記消滅時効の改正から取り残され、2 年という短期の除斥期間の規定がそのまま存置されている。

第3 法改正の必要性

- 1 財産分与の具体的な内容としては、夫婦財産の清算、離婚後の扶養、慰謝料の 3 つの要素が含まれていると考えられ、離婚時に当事者双方が充分協議しなければならない重要な問題である。

しかし、財産分与等の取り決め率について見ると、1997（平成9）年の厚労省「離婚に関する統計について（人口動態特殊報告）」によれば、離婚件数22万2635件のうち、「親権者（女）の取り決め別にみた一時金（財産分与・慰謝料等）・定期金（養育費等）の取得状況」では、一時金・定期金等の取り決めのある者が42.8%、取り決めのない者が54.9%で、半数を超えていた。

その後、現状では財産分与の取り決め率の増加は見込まれない上、かえって離婚の際、財産分与制度の存在や請求の手続方法を知らず、或いは難しいため、定められた期間を徒過して、受けられた財産分与請求権を喪失し、延いては生活困窮に陥る者が相当程度存在することは、実務家の認識するところである。

- 2 2017（平成29）年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によれば、離婚等に伴う保険料納付記録分割の総件数は2万6063件で、離婚件数21万4069件のうち、年金分割受給者率は約12.17%である（離婚分割2万0479件・9.57%、3号分割のみ5584件・2.60%）。

財産分与と同様に、離婚の際、年金分割制度の存在や請求の手続方法を知らず、或いは難しいため、定められた期間を徒過してしまい、年金分割による年金を受給できない妻が相当程度存在すると推測される。特に年金分割による年金は、元夫死亡後も妻はこれを固有の年金として生涯受給し続けられるのに対し、年金分割を受けない者は生涯にわたる不利益を被ることになり、到底看過できない。

この状態が続くことにより、今後、固定収入は基礎年金だけで、それさえもない場合もあるという貧困高齢女性の増加が懸念される（稻垣誠一「高齢女性の貧困化に関するシミュレーション分析」『年金と経済』35巻3号3頁、2016）。

日本の夫婦の実態から、（主として）夫の負担した年金保険料は、夫のみの負担ではなく、夫婦が共同して負担したものであるとの基本的認識（厚生年金保険法78条の13）の下に、2007（平成19）年、次いで2008（平成20）年と2度にわたる法制度化によって確立された妻の年金分割請求権が、2年間という短期の期間経過による失効によって消滅することを放置し得ない。

- 3 改正民法における債権等の消滅時効期間との対比においても、財産分与、年金分割という継続的な共同生活の清算を含む重要な請求権が、2年で失効する顕著な不均衡が残されている。

4 財産分与は、夫婦の共同生活中に双方の協力によって形成された財産を分配する意義を有する。したがって、夫が同不動産を妻に財産分与する場合、その財産分与の義務は本来共有であった財産の清算であって、経済的利益を対価とする譲渡と同視すべきではなく、財産分与が金銭でされた場合と同様に、相当額の範囲であれば課税対象とならないものとすべきである。

このように、財産分与を受ける者が潜在的共有持分の清算として不動産等の分与を受ける場合に、分与者に譲渡所得税を課税する現行制度に合理的理由は見出せず、土地・建物等の分与の阻害理由となっている(財産分与の課税問題に、立法的な解決を図ることが望ましいことについて、渋谷雅弘「離婚時における財産分与と課税」『新家族法実務体系①親族[I]』(新日本法規、2008)526 頁)。

第4 法改正及び制度整備に関する提言

- 1 財産分与請求権(民法768条・771条)及び年金分割請求権(厚生年金保険法78条の2・14、厚生年金保険法施行規則78条の3・17)が離婚時より原則として2年(除斥期間)で失効する現行法規については、少なくとも改正民法による一般債権の消滅時効期間と同等に、最短でも離婚時より5年と改正すべきである。
- 2 不動産等資産による財産分与について、所得税基本通達33-1の4を改正し、譲渡所得税を課さないものとすべきである。
- 3 財産分与及び年金分割に関する権利の確立と保全のために、財産分与や年金分割の実態を踏まえて、以下の関連法規や制度の整備を進めるよう求める。

(1) 期限徒過の救済措置

ア 財産分与及び年金分割等の事由の発生後、その請求ないし請求届出を行わなかったときは、請求(届出)期間経過後10年に限り、訴え等(調停、審判、判決等を含む。)によって相当の理由が認められる場合には、財産分与及び年金分割を認めることとする。

イ 請求(届出)期間経過後であっても、財産分与、年金分割についての当事者の合意があった場合は、合意に基づく請求・届出時から(遡及することなく)財産分与請求権及び年金分割請求権が発生する特例措置を設ける。

ウ 上記ア・イにおいて、裁判所は、調査嘱託等(家事事件手続法62条、258条、

民事訴訟法 186 条、民事訴訟規則 31 条 2 項)の手続の利用を促進すること。

(2) 期限徒過の予防策

- ア 離婚及び年金分割に関わる法務省、厚労省、日本年金機構・年金事務所、財務省、総務省・自治体、裁判所、弁護士会及び公証役場の官公署等は連携して、両制度の趣旨及び手続方法(特に年金分割は、分割割合を決めるだけでは分割年金を現実に取得できず、年金事務所へ分割請求届出が必要なこと。)の周知、徹底をすること。
- イ 現行の離婚届用紙に、財産分与及び年金分割に関する当事者の取得割合、分割請求(届出又は予定日)等の項目記載欄を加えた上、離婚届出時に合意した書類の添付を求めること。
- ウ 家庭裁判所は、離婚に関する調停、審判及び判決に際し、財産分与の請求期間及び年金分割の請求届出期間を説明し、また、年金事務所宛の年金分割請求(届出)用の必要書類(謄本・抄本・確定証明書。但し、個人情報保護のため年金分割請求事項の記載のみの抄本が望ましい。)を交付した上、請求(届出)期間等の周知徹底に努めること。
- エ 公証人は、離婚の公正証書作成に際し、財産分与の請求期間及び年金分割の請求届出期間を説明し、また、年金事務所提出用の年金分割合意書(抄本等)を作成して交付した上、請求(届出)期間等の周知徹底に努めること。

なお、さらに具体的実践的な手続については検討が必要である。

日本女性法律家協会

所在地 〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-18-12

ステュディオ虎ノ門811号

電話 03-3578-1981

FAX 03-3437-6188